

議案第44号

目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月18日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月目黒区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、区長が適當と認めたもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(説明) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）等の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(職員)	(職員)
第10条 (現行に同じ。)	第10条 (省略)
2 (現行に同じ。)	2 (省略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
(1)～(3) (現行に同じ。)	(1)～(3) (省略)
(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u>	(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u>
(5) 学校教育法に規定する大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u>	(5) 学校教育法に規定する大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
(6)～(9) (現行に同じ。)	(6)～(9) (省略)
(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、区長が適當</u>	

と認めたもの

4・5 (現行に同じ。)

4・5 (省略)